

# 監理技術者講習の有効期間取り扱い変更のお知らせ

建設業法施行規則の一部改正（令和3年1月1日から施行）

**《現行》**（講習の受講）  
建設業法施行規則第十七条の十四  
法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない。

例1  
受講日：平成28年9月1日 → 受講日から起算して5年以内 → 有効期限：令和3年8月31日

例2  
受講日：令和2年9月1日 → 受講日から起算して5年以内 → 有効期限：令和7年8月31日

**《改正後》**（講習の受講）  
建設業法施行規則第十七条の十七  
法第二十六条第五項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない。

例1  
受講日：平成28年9月1日 → 受講日の翌年の1月1日から起算して5年以内 → 有効期限：令和3年12月31日

例2  
受講日：令和2年9月1日 → 受講日の翌年の1月1日から起算して5年以内 → 有効期限：令和7年12月31日

例3  
受講日：令和7年9月1日 → 受講日の翌年の1月1日から起算して5年以内 → 有効期限：令和12年12月31日

有効期限を迎える年の1月～12月の期間中にご都合の良い日に受講することにより5年後の12月31日まで有効となります。